

国立大学法人東京農工大学印章規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学印章規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学印章規程</p> <p>平成16年4月1日 16教規程第72号</p> <p>第1条～第4条 省略</p> <p>(作成、管理等)</p> <p>第5条 1～4 省略</p> <p>5 総務チームリーダーは、新たに法人印が作成され、又は改刻されたときは、当該法人印を別紙様式に定める法人印管理簿に押印してその印影を保存した後、責任者に引渡し、法人印が廃止されたときは、法人印管理簿からその印影を抹消し、当該法人印を廃棄しなければならない。ただし、学長が必要と認めた場合は、返納を受けた日から1年間保存した後、廃止手続き及び廃棄を行うことができる。</p> <p>6 省略</p> <p>第6条～第7条 省略</p> <p>(押印の特例)</p> <p>第8条 学長は、次の各号に掲げる場合は、法人印を押印したとみなすことができる。</p> <p>一 一定の字句及び内容の法人文書を多数印刷する場合で、あらかじめ法人印の印影を印刷してある場合</p> <p>二 電子情報処理システムを使用して作成する法人文書で、同時に法人印の印影も出力する場合</p> <p>三 外国語で作成された法人文書で、当該発信者又は専決決裁権者が自筆署名する場合</p> <p>2 本学学内に送付する法人文書については、発信者名の下段に「法人印省略」の文字を付記することにより、法人印の押印を省略することができる。</p>	<p>第1条～第4条 省略（現行どおり）</p> <p>(作成、管理等)</p> <p>第5条 1～4 省略（現行どおり）</p> <p>5 総務チームリーダーは、新たに法人印が作成され、又は改刻されたときは、当該法人印を別紙様式1に定める法人印管理簿に押印してその印影を保存した後、責任者に引渡し、法人印が廃止されたときは、法人印管理簿からその印影を抹消し、当該法人印を廃棄しなければならない。ただし、学長が必要と認めた場合は、返納を受けた日から1年間保存した後、廃止手続き及び廃棄を行うことができる。</p> <p>6 省略（現行どおり）</p> <p>第6条～第7条 省略（現行どおり）</p> <p>(押印の特例)</p> <p>第8条 学長は、次の各号に掲げる場合は、法人印を押印したとみなすことができる。</p> <p>一 一定の字句及び内容の法人文書を多数印刷する場合で、あらかじめ法人印の印影を印刷してある場合</p> <p>二 電子情報処理システムを使用して作成する法人文書で、同時に法人印の印影も出力する場合</p> <p>三 外国語で作成された法人文書で、当該発信者又は専決決裁権者が自筆署名する場合</p> <p>2 前項第1号又は第2号の規定により印影を印刷又は出力（以下「印刷等」という。）する場合には、印影を拡大又は縮小して印刷等することができる。</p> <p>3 第1項第1号又は第2号の規定により印影を印刷等する場合は、別紙様式2</p>	

第9条 省略

附 則 省略

別紙様式 省略

により総務チームリーダーに申請し、承認を得なければならない。

4 本学学内に送付する法人文書については、発信者名の下段に「法人印省略」の文字を付記することにより、法人印の押印を省略することができる。

第9条 省略（現行どおり）

附 則 省略（現行どおり）

別紙様式1 省略（現行どおり）

別紙様式2 別紙のとおり

附 則（23規程第36号）

この規程は、平成23年7月25日から施行する。

別紙様式 2 (第 8 条関係)

平成 年 月 日

法人印影印刷・出力承認申請書

総務チームリーダー 殿

職 名

氏 名

印

国立大学法人東京農工大学印章規程第 8 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定に基づき、次のとおり法人印の印影を印刷等したいので、承認願います。

法人印の名称 (印影の文字)
法人印の寸法 原寸： mm 平方 拡大又は縮小する場合の寸法： mm 平方
印影を印刷等する文書名
印影を印刷等する文書枚数又は印刷等を開始する日

平成 年 月 日

法人印影印刷・出力承認書

殿

総務チームリーダー 印

平成 年 月 日付けで申請のありました上記の件について、承認します。